

総 論 決 議

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島は我が国固有の領土である。しかしながら、戦後七十年以上が経過した今日においても、依然として北方四島がロシアによって法的根拠なく占拠されていることは、誠に遺憾である。私たちは、北方領土が早期に返還され、長期にわたり、ふるさとを目前にしながら帰ることのできない人々の悲願が叶えられるとともに、日露間に真の友好関係が築かれることを切に願う。

日露両国は平成二十五年四月の首脳会談で平和条約締結に向けて交渉を加速することに合意し、会談を重ねてきた。六月には大阪G二十サミットに併せて首脳会談が予定されているが、返還された場合の主権や在日米軍の扱いをめぐる双方の主張には隔たりが大きく、先行きは不透明な状況である。こうした情勢の中、私たちは、政府に対し、強い意志と毅然たる姿勢で対露交渉に臨み、平和条約の早期締結に向けて更なる外交努力を尽くすよう求めるとともに、県民意識の第一層の高揚を図って関係団体と密接に連携しながら、引き続き粘り強く北方領土返還要求運動を展開していく。

以上、決議する。

令和元年六月十一日

北方領土返還要求運動福島県民会議